

「エネルギー高度化利用促進法」について

エネルギー政策基本法(2002年)

- ①法の目的：エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進
- ②エネルギー政策の基本理念：「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」、即ち3Eの達成
- ③「エネルギー基本計画」策定：10年先を見越したエネルギー政策の基本的方向性を示す(原則として3年毎の見直し)

〔現行の実施法（入口段階で石油を排除）〕

石油代エネ法(1980年)

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律)

- ①法の目的 石油依存度の低減
(石油代替エネルギーの開発及び導入)
- ②代エネの定義
石油以外の燃料、石油以外のエネルギーから発生する熱・動力・電気

新エネ法(1997年)

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)

- ①法の目的 新エネルギー利用の促進
- ②「新エネルギー」の定義
石油を起源としないエネルギーのうち、経済性から普及が促進しないもの
⇒太陽光、風力、バイオ、天然ガスコジェネ等

石油依存度の低減が達せられた中、基本法の基本理念を受け、技術開発により石油を含むあらゆるエネルギーの潜在的可能性を引き出す実施法に改めるべき

※石油代エネ法の廃止、
新エネ法は対象を再生可能エネルギーに特化

「エネルギー高度化利用促進法」の新設 (石油連盟案)

法の目的

技術によるエネルギー高度化利用を通じたエネルギーのベストミックスを実現し、
①エネルギーセキュリティの強化、②地球温暖化などの環境問題の解決を達成する

エネルギー高度化利用の定義

①創エネルギー技術

技術開発を通じ、未利用・低利用の資源をエネルギーとして有効活用することによりエネルギーを創出し、または高品質なエネルギーに転換

(例) IGCC、IGFC、GTL、DME、クリーンコールテクノロジー、
革新的石油精製技術(HS-FCC等)、非在来型化石燃料生産・利用技術、
化石燃料由来廃棄物利用技術

②エネルギー効率の飛躍的な向上に資する技術

技術開発を通じ、供給・需要の双方におけるエネルギーの効率的利用を実現

(例) 高燃費自動車(ハイブリッド・クリーンディーゼル)、燃料電池、次世代コジェネ、
次世代ヒートポンプ、高効率ガスタービン、超燃焼技術

... ▶ これらを可能にする技術の開発及び設備の普及促進に
対する各種政策支援の実施